

ご来院の皆さまへ

迷惑行為により診療を お断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合、診療をお断りする場合があります。

1. 他の患者さんや職員に対しハラスメントなどがあった場合、もしくはそのおそれが強い場合
2. 大声・暴言または脅迫的な行動により、他の患者さんに恐怖感や迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
3. 解決し難い、過度な要求を繰り返し行い、診療業務を妨げた場合
4. 建物設備等を故意に破損した場合
5. 受診に必要でない危険な物品を院内に持ち込んだ場合
6. 飲酒をされている場合
7. 許可なく、携帯電話やスマートフォン・ビデオカメラ・ボイスレコーダー等での撮影や録音した場合
8. 職員の指示に従わなかった場合

患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願いします。

院長